

郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務委託仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、郡山市産品輸出プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

近年、各種マーケティングやブランディング等において、消費者とダイレクトに繋がり、かつ拡散性があることから、SNSを通じたクリエイティブな情報発信がますます重要となっている。また、人間は情報の80%を視覚から得ていることから、ビジュアルマーケティング手法による「縦型ショート動画」の重要性が高まっている。本市では、市産品等のタイ向け輸出に力を入れており、本市事業者が既に輸出を開始している又はこれから開始する世界に誇る食品等（以下、「輸出商品等」という。）のプロモーションに向け、ショート動画等の制作のみならず、効果的に情報発信を行い、視聴を通じ、幅広い層への認知度向上及び購入促進に繋げることを目的に本業務を実施する。

※参考 本市における、これまでの食品のタイ向け輸出に関する主な取組

実施年度	取組内容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・タイのランシット大学と産業振興、教育の分野で連携協定を締結。・タイの食品販売店・バイヤーの本市への招聘、及びオンライン商談会の開催により、市内企業等とのマッチングを実施。同大学と連携し、市内企業等の商品を活用したレシピ開発を実施し、現地飲食店で試食提供イベントを開催。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・タイの食品販売店・バイヤーの本市への招聘により、市内企業等とのマッチングを実施。・現地スーパーでのフェア開催により、既輸出商品のプロモーションを実施。（対象商品：漬物、菓子、餡子、ラーメン、醤油、調味料等加工食品）・同大学日本語学科の学生2名を市役所及び市内企業で受入れ、半年間のインターンシップを実施。商品を試食しメディア発信。・FOODEX 出展。（海外全般）

3 提案の留意事項

- (1) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効な動画制作及び情報発信の提案を実施することができる。
- (2) 本業務においては、本市の「産学金官連携タイ販路開拓業務」との連携を想定すること。

第2 委託業務の概要

- 1 動画制作業務
- 2 Instagram 等 SNS を活用した動画配信業務
- 3 効果測定及び報告業務
- 4 その他

第3 委託業務の内容・要求水準等

本業務は、ショート動画等の制作のみならず、効果的な情報発信を行い、視聴を通じ、幅広い層へ本市の輸出商品等の認知度向上及び購入促進を図るものである。以下の内容に示すすべての項目において、本業務の目的等をふまえ、その他必要な項目を検討し、企画提案すること。

1 動画制作業務

(1) 制作内容の詳細

ア 企画・構成

- (ア) 動画の制作にあたり、企画・構成においては、SNS を通じた情報発信に繋げるための手段・手法として単なる PR 動画ではなく、話題性を有し波及効果の高い企画・構成とし、紹介する輸出商品等の認知度向上及び購入促進に繋がりやすいテクニック等も取り入れること。また、プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容及び構成を決定すること。
- (イ) 本市及び輸出商品等に対する関心の有無に関わらず、感覚的・視覚的に見入ってしまうことが期待されるユニークな動画を制作する。
- (ウ) 取材実施に必要な一切の調整(取材先との連絡調整、インフルエンサーとの連絡調整等)、一切の手配(取材に係る宿泊、食事、通訳、添乗員、交通手段及び通信手段等の手配)を実施すること。
- (エ) 動画は本市公式 Instagram、YouTube 等に掲載することを想定し、必要な編集・データ変換・サムネイル作成等を実施すること。

イ 撮影等

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は受注者が実施するものとする。

- (ア) 出演者は、輸出商品等の食品ジャンルに合わせたインフルエンサーで、5万人以上のタイ人の Instagram フォロワー等を有し、ターゲット層に対し、輸出商品等の魅力をインパクトとともに効果的に伝えるスキルを有する人物を起用すること。なお、起用するインフルエンサーについては、提案によるものとする。
- (イ) インフルエンサーを起用し撮影することで、より具体的に輸出商品等をイメージしやすいものとする。
- (ウ) 資料、素材の収集
- (エ) 肖像権や著作権に係る必要な手続き(撮影、編集、納品後の加工、放映[SNS等への掲載、テレビ局等への提供、貸与を含む。]にあたり肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。)
- (オ) 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

- (カ) 制作した動画は、起用するインフルエンサー自身の SNS 等でも配信すること。
- (キ) 構成や編集の企画・立案、映像の撮影・編集・その他映像制作にかかる一切の作業、撮影・配信に係る各種調整、法的権利関係の整理・調整、映像配信媒体との各種調整、撮影に付随する交通手段・食事等一切の手配、二次利用及び再編集等に係る各種調整を行うこと。

ウ 編集

- (ア) 必要に応じ、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。また、動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。なお、動画の内容は次の点に留意すること。
 - a 制作する動画は、本市の輸出商品等の認知度向上及び販売促進に繋がる内容とすること。なお、撮影する時期等は発注者と協議の上決定すること。
 - b 動画は縦型（規格は9：16）とし、SNS 等で配信しやすい仕様とすること。また、本業務目的に資する提案企画で縦型動画と連動させるものであれば、一部は横型も可とする。
 - c 各動画の冒頭は目を引くキャプション等を入れること。
 - d コンプライアンスを遵守し、音楽（BGM）、字幕、コンピューターグラフィックス、イラスト等を適宜挿入すること。

(2) 動画の仕様

ア コンセプト

- (ア) 輸出商品等にスポットを当て、生産者のこだわり、品質や素材の良さ、美味しい食べ方など、ターゲットの購入意欲に訴求するものを提案すること。
- (イ) 現地試食販売等のプロモーションにおける店頭での活用及び SNS 等での情報発信を通して幅広い層への認知度向上及び購入促進につながるものを提案すること。

イ 仕様詳細

- ・対象国：タイ
- ・作成言語：タイ語、英語、日本語
 - (ア) タイ語を基本とし、言語を切り替えられるよう制作する。
 - (イ) 挿入する多言語表記については、各言語のネイティブ話者による校正を行うこと。
- ・制作本数：最低3本以上とし、予算の範囲内で制作可能な最大本数を提案すること。
 - ※1本の動画に2社の輸出商品等の動画を含める想定（6社想定）
- ・再生時間：各動画の再生時間は各 SNS の特性を踏まえて最適な時間を提案すること。
- ・素材形式：MP4 形式
- ・画質：解像度は、フルハイビジョン以上とすること。
- ・発信媒体：Instagram（リール）を想定して動画制作を行うものとするが、実際の投稿においては、全ての SNS で同一の動画を投稿する。
- ・ターゲット：タイ（バンコク）のターゲットとなる対象を提案すること。
- ・既輸出対象商品：あんみつ、干し芋、食べるラー油、漬物、ラーメン、醤油等
 - ※納豆、ゆべし、焼菓子、甘酒、グルテンフリー麺、かりんとう等についても登録申請中

(2026年4月1日現在)

ウ その他の仕様

- (ア) 映像は新規撮影を原則とするが、既存の動画、データ等も必要に応じ使用可とする。
- (イ) 4K 映像、360° 全方位カメラや、ドローン等、タイムラプス、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を積極的に活用すること。
- (ウ) 撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受注者自身で行うこと。
- (エ) 撮影にあたっては、ロケハンの上、絵コンテを作成すること。

2 Instagram 等 SNS を活用した動画配信業務

上記1で制作する動画（以下、「動画」という。）について、広く拡散させ販売を促進するため、効果的なターゲット・手法の SNS 広告配信計画を提案し、広告配信を実施すること。

本市アカウントを活用した、Instagram 広告や YouTube 広告を想定しているが、これに加え、動画拡散に効果的な手法があれば提案すること。ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。なお、実施時期及び実施期間については、提案によるものとする。

3 効果測定及び報告業務

リーチ数、エンゲージメント数、再生回数等の定量的成果分析に加えて、リーチ層や反応分析等の定性的成果分析について、その内容を事業終了後の実施報告書にまとめ、提出すること。

4 その他

- (1) 上記に加え、本事業において効果的に発信するための独自提案等があれば、提案の上限額の範囲内で独自の提案を実施することができる。特に、従来にない視点や技術を活用した創意ある手法が望ましい。
- (2) 受注者は、本業務を実施する上で、追加となる業務等が必要である場合は、提案すること。なお、追加業務に係る費用負担は受注者とする。

第4 成果品

1 完了検査

実施報告書を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	様式 形態	提出 期限
1	事業実施報告書 (A4 判) ※紙媒体 1 部	任意様式	令和8年12月25日(金)
2	事業実施報告書 (A4 判) ※電子媒体 (USB メモリ)	任意様式	
3	制作した動画コンテンツ一式	MP4	

	※電子媒体 (USB メモリ)		
4	動画制作時に撮影した素材データ (白データ) ※電子媒体 (USB メモリ)	MP4	

2 実施報告書の規格及び提出先

- (1) 原則、A4 版、縦型、横書きとし、PDF 及び PDF 以外の加工可能な電子データで提出すること。
- (2) 提出先は、郡山市農商工部産業雇用政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）とする。
- (3) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

第 5 著作権等の扱い

- 1 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、全て発注者が保有するものとする。なお、成果品については、準拠法は日本法として取り扱われるものとする。
- 2 制作した映像、デザイン、イラスト等は全て発注者に電子データにて提出し、本契約期間終了後においても発注者が自由に加工を行い、公表できるものとする。
- 3 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受注者は将来に渡りいかなる場合も行使しないものとする。
- 4 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 5 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

第 6 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 3 屋外での撮影が発生する場合は、適切な天候下において行うこととする。
- 4 発注者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合、または、成果不十分と認められる場合には、契約期間の途中で契約を解除できるものとする。
- 5 受注者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを業務責任者として定めなければならない。業務責任者は、本業務遂行上必要な進行管理及び連絡調整を行うこと。
- 6 受注者は、発注者の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。
- 7 仕様書の内容に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議する。
- 8 契約期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに対応するものとする。
- 9 本業務の業務スケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。
- 10 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。
- 11 本業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、

各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。

- 12 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容については疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。
- 13 前項 12 に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。